

令和5年度第1回東北森林管理局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和5年7月26日)

| | | | | |
|----------------|----------|---|---|--|
| 開催日及び場所 | | 令和5年6月26日(月) 東北森林管理局2階大会議室 | | |
| 委員 | | 伊勢 昌弘 (弁護士) 河野 隆治 (公認会計士) 生内 克史 (ジャーナリスト) | | |
| 審議対象期間 | | 令和4年 10月 ~ 令和5年 3月 | | |
| 審議対象案件 | | 290件 うち、1者応札案件 73件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2件 | | |
| 抽出案件 | | 24件 うち、1者応札案件 5件 (抽出率 8.3%) (抽出率 6.8%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%) | | |
| 抽出案件内訳 | 工事 | 一般競争 | 7件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | |
| | | 指名競争 | 公募型指名競争 | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | | | 工事希望型競争 | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | | | その他の指名競争 | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | | | 随意契約 | 1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | 業務 | 一般競争 | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | |
| | | 指名競争 | 公募型競争 | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | | | 簡易公募型競争 | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | | | その他の指名競争 | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | | | 随意契約 | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | | 随意契約 | 公募型プロポーザル | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | | | 簡易公募型プロポーザル | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | | | 標準型プロポーザル | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | その他の随意契約 | 5件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | | |
| | 抽出案件内訳 | 物品・役務等 | 一般競争 | 10件 うち、1者応札案件 5件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| 指名競争 | | | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | |
| 随意契約 (企画競争・公募) | | | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | |
| 随意契約 (その他) | | | 1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | |
| (特記事項) | | | | |

| | 意見・質問 | 回答等 |
|---|---|--|
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | ○物品・役務の落札率で最小が27.9%と低い数字になっているが、低い要因は何か。 | ○予定価格はカタログを参考に作成し、入札に際しては仕様書で物品の規格等を示している。業者は同等品でより安い製品で納入が可能と判断し、低い金額で入札をしているものとする。 |
| | ○随意契約の比率が増加したのは、8月の豪雨災害が要因との事だが、他に要因はあるか。 | ○随意契約については、全て災害に関する調査となっている。 |
| | ○落札率が限りなく100%に近いものについて、応札者数も1者というものがあるが、ここまで落札率を高くできる要因は。 | ○治山の調査については、予定価格を算出する際の歩掛かりや契約情報についても公表になることから、それらも踏まえて業者が入札した結果、落札率が高くなったものと思われる。 |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置] | 令和4年度第3・4四半期について、おおむね適正に行われていたものと判断する。 特になし | |

事務局：企画調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。